

平成28年度

**第1回杉並区まちづくり景観審議会
議 事 録**

平成28年5月13日（金）

議 事 録

会議名		平成28年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		平成28(2016)年5月13日(金)午前10時00分～正午12時00分
出席者	委員	有賀、篠沢、大澤、尾谷、園、中島、亀山、堀、小張、松本
	説明者(区)	政策経営部 施設整備担当課長 都市整備部 都市整備部長、まちづくり担当部長、土木担当部長 都市計画課長、まちづくり推進課長、建築課長、 土木管理課長、土木計画課長、みどり公園課長
配布資料		<ol style="list-style-type: none"> 1 平成28年度第1回まちづくり景観審議会座席表 2 杉並区まちづくり景観審議会委員・専門委員名簿 3 杉並区景観計画の改定(案)について (まちづくり景観審議会資料1～4) 4 杉並区景観計画の改定(案) 5 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について (まちづくり景観審議会資料5)
議事次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 審議案件 杉並区景観計画の改定(案)について 2 報告案件 杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果について

平成 28 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会

まちづくり推進課長 それでは、おはようございます。定刻となりましたので、平成 28 年度第 1 回杉並区まちづくり景観審議会の開催をお願いいたします。

本日のまちづくり景観審議会につきましては、欠席のご連絡は入ってございません。現在のところ 10 名の委員のうち、8 名の委員の方が出席されておりますので、第 1 回杉並区まちづくり景観審議会は有効に成立をしております。

また、本日は開催に先立ちまして、平成 28 年 4 月 1 日付の人事異動がございましたので、新たに職員等の紹介を都市整備部長から紹介させていただきます。よろしく申し上げます。

都市整備部長 皆様、おはようございます。今年度もよろしく申し上げます。

では私から紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、土木担当部長の吉野でございます。

土木担当部長 吉野です。どうぞよろしく申し上げます。

都市整備部長 続きまして、都市計画課長の井上でございます。

都市計画課長 よろしく申し上げます。

都市整備部長 続きまして、土木管理課長の阿部でございます。

土木管理課長 阿部でございます。よろしく申し上げます。

都市整備部長 以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

まちづくり推進課長 それでは審議会の開会を会長のほう、よろしく申し上げます。

会 長 それではただいまから、28 年度第 1 回の杉並区まちづくり景観審議会を開会いたします。

本日の傍聴の申し出はいかがでしょうか。

まちづくり推進課長 本日、傍聴の申し出はございませんが、本日は、ジェイコム東京様のほうから、デイリーニュースという番組の取材ということで、撮影の許可の依頼が出ております。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局からご報告ありましたとおり、撮影のご依頼があるやに聞いておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

これは、冒頭……。

まちづくり推進課長 冒頭 15 分ぐらいです。

会 長 それでは、お認めしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

では、早速ですが、議題に入りたいと思っておりますので、事務局から議題の宣

言をお願いします。

まちづくり推進課長 本日の審議案件でございますが、「杉並区景観計画の改定（案）について」の意見聴取でございます。杉並区景観条例第9条第2項の規定により準用いたします同条第1項の規定に基づきまして、区長から諮問されておりますので、ご審議をお願いいたします。

また、杉並区まちづくり景観審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づきまして、杉並区まちづくり景観審議会景観専門部会の調査審議の結果につきまして、ご報告をさせていただきます。

それでは、本日の資料の確認でございます。あらかじめ送らせていただきました景観審議会資料の1から5ということで、本日は資料のほうをご用意してございます。資料5は景観計画の改定全文ということでございます。

なお、大変恐縮でございますが、本日席上のほうに幾つか資料のほうを配付をさせていただきました。1つは、資料1ということで、これは本日使わせていただきますので、資料の差しかえということで資料の1番はこちらのほうをごらんいただければと存じます。対応するページ数のほうを追記したということでございまして、内容に大きな変更はございませんが、こちらの資料のほうを差しかえということでお願いをいたします。

それから、参考資料ということで、A4の表裏の資料でございますけれども、都市計画審議会での主な意見（概要）ということで、参考資料を添付をさせていただきます。

それから、杉並景観録、それと、すぎなみある区マップの最新版を席上のほうにご配付させていただきましたので、参考にさせていただければと存じます。以上でございます。

会 長 どうもありがとうございました。この資料1は、改定の主な考え方とかの欄内に、括弧書きでページが追記されたもののほうが、今日の差しかえ用ということですね。はい、わかりました。どうもありがとうございます。

過不足ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは早速ですが、本日の議事次第の、まず審議案件として、「杉並区景観計画の改定（案）について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

まちづくり推進課長 それでは、私のほうから、杉並区景観計画の改定（案）につきましてご説明いたします。

本改定（案）につきましては、1月に開催いたしました第4回まちづくり景観審議会にてご議論を踏まえまして作成をしたものでございまして、3月下旬からパブリックコメントを行った上で、5月11日に都市計画審議会に諮問を行いました。そして、原案で了承いただいた改定（案）ということでございます。

説明に当たりましては、本日景観計画の改定（案）の全文のほうを添付してございますけれども、改定の考え方や改定後の計画の概要などにつきましては、資料を使いまして、概要のほうをご説明していきたいと存じます。

それでは、まず資料の1ということで、本日差しかえということでご用意させていただきました改定（案）の主な考え方からご説明をさせていただきます。

資料1でございますけれども、「改定の背景」ということでございます。平成22年に策定をいたしました「杉並区景観計画」につきましては、区内全域を景観計画区域に定め、景観法に基づく届出や事前協議といった規制誘導などを通じまして、杉並区の良い景観形成に寄与してきたところでございます。

そうした中、今般、計画策定後の社会情勢や区民意識の変化、あるいは景観施策の実施状況などを踏まえまして、景観計画を改定し、さらなる景観施策の進展を図るものでございます。

そして、この資料の下の右側のほうになりますが、「改定の主な考え方」ということで、タイトルのあるところでございます。改定の主な考え方は、大きく3つでございます。

まず、「社会情勢の変化に適切に対応」ということで、計画策定後の杉並区基本構想策定や、まちづくり基本方針改定、あるいは新たな行政ニーズなどに適切に対応するというところでございます。とりわけ、関連施策の連携につきましては新たに項目を設け、その課題認識を明確にしているところでございます。

それから、2つ目でございますけれども、区民意識の変化に対応するために、わかりやすさの向上や普及啓発の充実を図ることが2つ目でございます。

さらに、景観施策の実施状況等を踏まえまして、事前協議制度の実効性の向上、あるいは景観制度のさらなる活用などによりまして、景観施策の一層の充実を図るというような考えでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、資料の2のほうをごらんいただければと存じます。こちらにつきましては、改定（案）の概要ということでござい

す。

資料の左側でございますが、「将来像」、「基本理念」がございますが、これにつきましては、現在の計画の考え方を引き継いでまいります。

それから、真ん中に「事前協議及び行為の規制にかかわる届出」がございます。これにつきましては、一番上でございます「大規模建築物の建築等に係る事前協議」というところにつきまして、まちづくり景観審議会、景観専門部会の参考意見を計画に反映するために、事前協議のフローを見直すということで、引き続き届出制度とあわせて、良好な景観形成の有効な手法として活用してまいりたいという考えでございます。

また、右側の一番上ですけれども、「景観重要公共施設」という項目がございますけれども、これにつきましては、公園ということで（仮称）荻外荘公園を新たに加えるとともに、その下の項目ですが、新たに「景観重要樹木」を景観計画に盛り込むということを考えてございます。

なお、今回の計画改定に合わせまして、既に景観計画に盛り込んでおります景観重要建造物とともに、まずは区立施設につきまして具体的な指定を行うという予定でございます。

また、この欄の下から2つ目でございますけれども、「普及、啓発」につきましては、まちづくり景観審議会でのご議論を踏まえまして、景観計画では7地域ということで景観特性の整理を行ったところでございますが、旧の14ゾーンも意識しながら、歴史や文化といった身近な部分での景観特性などの紹介、あるいは、景観学習の視点から、景観録や事例集などを発行することで、この普及、啓発の充実を図ってまいります。また、すぎなみある区マップの作成を継続して行うなど、さまざまな媒体を活用しまして、区の景観特性の普及、啓発を図ってまいりたいと考えてございます。

なお、一番下になりますが、「関連施策との連携」ということで、これは新たに加える部分でございますけれども、地域におけるまちづくりの動きや新たな行政ニーズ等の連携、課題の明示を盛り込んだというところでございます。

以上が、景観計画改定の主な考え方と概要ということでございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、資料の3番でございます。

こちらのほうは、「区民等の意見の概要と区の考え方」ということでございまして、3月21日から4月19日の間、パブリックコメントを行いましたので、その意見の概要をまとめたものがこの資料の3番でございます。

いただいたご意見は、合計で7件ございました。意見の多くは景観計画に基づいた具体的な景観施策の実施に関するものでございまして、荻窪まちづくりに関するもの、あるいは河川整備に関するご意見、さらには生活道路整備などについてのご意見がございました。

資料の3番は、これらのご意見につきまして関係所管と調整の上、区の考え方を整理をしたものでございます。

なお、この表の一番左側のほうに項目と書いてございますが、項目の5番でございますけれども、これにつきましては、景観計画の該当部分、47 ページになりますけれども、こちらのほうの一部を修正を行ってございます。このご意見の趣旨でございますけれども、緑道や遊歩道などのカラー化につきましては景観に必ずしも好ましくない場合もあるということございまして、安全対策から道路のカラー化が必要な場合には、安全面と視認性とのつり合いと景観のつり合いを十分考えてもらいたいというような趣旨のご意見でございました。これにつきましては、景観計画の改定（案）の該当部分につきまして、右側の区の考え方に記載がありますとおり、「緑道や遊歩道などについては、周辺環境との調和に配慮した」という部分をアンダーラインの「周辺環境との調和に配慮した」という部分を加える形で修正を行ってございます。

区民意見を踏まえて修正を行った箇所は、この1件ということでございます。

それから、本日席上に参考資料として、都市計画審議会にいただいたご意見やご質問と、それに対する区の回答をまとめたものを席上にご配付させていただきました。

都市計画審議会に対しましては、3月18日の第176回と、それから一昨日になりますが、5月11日の177回の都市計画審議会に、それぞれ改定（案）の考え方のご報告と、それから諮問を行ったというところでございます。いただいたご意見等は、分類はこちらの参考資料にまとめたとおりでございます。

なお、一昨日の177回都市計画審議会に諮問を行いまして、原案で了承をいただいているというところでございます。

それから、最後になりますが、資料の4番のほうをごらんいただければと存じます。

今後のスケジュールということでございますが、本日、まちづくり景観審議会に諮問を行って、後にですが、区議会の第2回定例会に杉並区景観条例の一部を改正する条例案を提案する予定でございます。これは、杉並区景観条例の

中で景観重要樹木に関する指定手続や管理の手順などを設ける条例案でございますが、こちらのほうをご提案する予定でございます。この条例案につきまして区議会でご議決をいただきました後、景観計画の改定公表、区民意見提出手続の結果公表を速やかに行う予定でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました改定案について審議を進めてまいりたいと思っておりますけれども、これまでも年度変わりの前の昨年度の回の中で何回か意見交換をいただいて、大きな方向性や基本的な改定案の内容については一応確認をいただいて、「よし」ということで進めさせていただいたかと思っております。

したがって、きょうのところは今事前に送付された資料をごらんいただいていると思っておりますので、それをもとに最終的なご確認というふうなことで審議いただければと思っておりますが、どうぞ、ご質問、ご意見ありましたらご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どなたからでも結構でございますので、どうぞ。

まず、何か質問があったら、質問からちょっと確認しましょうか。もし、質問項目があれば。

委 員 景観重要樹木の規定の条例の改定をもう少し詳しく、具体的にどういうふう
に改定するのかとか、ご説明いただけますか。

まちづくり推進課長 これにつきましては、杉並区景観条例のほうに、改定する必要がございます。具体的には、指定の手続、それから、管理の基準に関すること、さらには技術的な支援というようなことを条例のほうに盛り込む形で改定を行うことを考えております。

委 員 現状では条例に盛り込まれていなくて、何か管理とか手続に問題があると、
そういう認識があるのですか。

まちづくり推進課長 現行の条例には、景観重要樹木の規定がそもそもないのです。

委 員 そもそもないのですね。なるほど。

まちづくり推進課長 そういうことでございますので、新たに入れるということです。

委 員 わかりました。

会 長 私から1点、簡単な質問いいですか。先ほどご説明の中で、たしか資料1の

右側の普及啓発という、本編でいうと 104、105 ページにかかわるところで、事例集をつくっていくのだというような趣旨のご発言があったと思うのですが、これ、具体的に「事例集」という文言は、本編のほうにもないと思うのですが、そこはちょっと確認だけさせていただきたいのですが。「事例集」というふうなお言葉、さっき使われたと思うのですが。

まちづくり推進課長 これは、どういう内容かは今後の検討でございますけれども、この間のご議論の中で、例えば協議の見える化というようなお話もございました。そうしたようなことも考えられますし、また、先ほどこの間の議論の中でいろいろお話もいただいております。そして、身近な地域特性というようなこともあろうかと思えます。そうしたことを踏まえて、今後そうした冊子の発行も考えていきたいという趣旨でございます。

会 長 要するに、104 ページのところ、「事業者意識の向上」というところには、事前協議にかかわるよい事例の紹介というふうな文言は入っているのですが、他方、「区民の意識の向上」というところは、もう既にこの「景観ある区マップ」だとか、きょうも配付いただいているこの景観録だとか、こういうものがあるかとは思いますが。

そうすると、今の趣旨は、どちらかという事業者の意識向上ということに、これは書かれていますけれども、事前協議の取り組みのよい事例の紹介と、そういう趣旨ですかね。

まちづくり推進課長 ちょっともう一度整理いたしますと、本編の 105 ページのほうになりますが、1つは区民向け普及啓発ということでございまして、この中では、この景観録をより充実することで、いろいろ区民の方への身近な景観特性などの紹介というようなことにひとつ取り組みたいというふうに考えてございます。

それから、そうした事例集といいますか、冊子という部分につきましては、事業者の方などが中心になろうかと思えますけれども、優良な取り組み事例の紹介を行うということを基本にしながら、今後検討してまいりたいと思っています。

会 長 趣旨はよくわかりました。

これまでも、景観専門部会のほうに所属されている委員からも、「事前協議に関するいい事例についてはこれからのためにも紹介したほうがいいのではないか」という意見が何回かあったと思うので、その趣旨で理解しましたので、よろしくお願ひしたいと思えます。

さて、ほかにご質問があれば、そこからやっていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 1点いいですか。今まで随分と細かく検討されてきた内容の確認なのですが、議事録も改めて送っていただいた中にも細かくというか、たびたび取り上げられて協議、検討もされた内容がどういうふうに展開してあるのだよという、位置づけになっているのかというのを確認させていただきたいという内容なのです。

基本方針で、協働というところが非常に短い行数で、3行ぐらいでまわっているのですね。それが、この景観計画という文言、名称なのでしょうけれども、に展開されてきているということの中で、中を細かく見ていくと、いろいろなところに協働ということが取り上げられているのだろうな、ここにつながるのだろうなという理解をしつつ見ることはできるのですが。文章の流れとして、第3章で協働というところがあるのが、どういうふうに下位の計画である景観計画に展開していくのだといったストーリーになっているのかと、それだけ簡単で結構なのですが、確認をさせていただければと思います。以上です。

会長 はい。109 ページですかね、主に関連するところということでしょう。ここに「推進に向けて」というところで、行政と区民と事業者の協働による景観づくり、そういう趣旨も含めた、さまざまな連携も含めた協働ということがうたわれていますが、今のご質問は、その前までの景観計画の内容がこの109ページの協働、これは方策ですよ、実施推進のための。

委員 そうですね。

会長 ここに具体的にどれに関係するのかというようなご質問ですかね。ちょっと質問の趣旨がよくわからなかったのです。

委員 基本計画で、第3章で3行ぐらいで、協働という取り組みをするのだというのが表現されているというところですね。それを踏まえて、この計画の第3章で、「景観施策の推進に向けて」ということで、「協働による景観づくり」、「連携による景観づくり」、「審議会を活用した景観づくり」となっているのですが、当然このレベルの文章ですから、ここの範囲なのでしょうけれども、これからさらに下位文章でつながっていくというところを今度どういう位置づけで展開されていくのかといったようなところですね。

特に、ここの審議会ですら十分に留意しなければいけないということを出てい

たのは、地域。その地域割り、地区割りというところで、ボーダーの部分、生活圏とのかかわりとボーダーの部分で、その辺で落ちがないようにとか、取りこぼしのないようにというところが、たびたび検討内容で出ておりました。

その部分をどう取り扱っていくのかなというのがどういう、ここの範囲はこの範囲、この文章の範囲はこの文章の範囲として、これからどういうふうに展開できるのだよと。そして全体で協議した内容がクリアされていくのだよという、そういう計画のストーリーの組み立てをどういうふうにイメージされているのかというのを簡単に結構です。

会 長 それでは、事務局のほう、いかがですか。

まちづくり推進課長 1つは、やはりこの計画の中でどのような整理を行ったかということでは、104 ページ、105 ページの普及啓発というところが1つあると思います。

景観計画、景観形成、これは規制だけではなくて、やはり区民や事業者の方が景観に取り組む意識を持っていただけることが大切だと思ってございます。

また身近な景観づくりに取り組むということも非常に大事でございますので、この 105 ページの図にありますように、それぞれの役割分担のもとに、景観づくりに取り組むということを示しているということだと思ってございます。

区としては、良好な景観形成を意識した公共施設整備に率先して取り組むということもございますし、また、区民や事業者の方の取り組みなどの情報共有、こうしたことも必要かと思ってございます。

これが、協働という部分で考えられるところかと思ってございます。

また、関連するところでいえば、その次の 106 ページでございますけれども、「まちづくり施策との連携」ということでいいますと、1の(1)で「まちづくり条例の制度による景観づくり」ということを書いてございます。

これはまさしく、住民主体のまちづくりのツールなども書いてございまして、そうした形でも協働ということを意識した構成にしたというところがポイントかと思ってございます。以上です。

会 長 ありがとうございました。

景観計画の本編に、協働が意味するところの全てを記載するというのは、これはなかなか非現実的だとは思いますが、つまりこの景観計画を1つの

手がかりにさせていただいて、関連するような行政がやられる施策、それからまさに住民、区民と一緒にやるような施策というのは多岐にわたるわけですよ。とりわけ公共的な空間の街路や公園の景観形成にかかわるものもあれば、あるいは空家対策とか防犯とか、それから緑のことやにぎわい形成とか、それから福祉とか安全とかとありとあらゆるところに景観の話が絡んでくるのですが。

したがって、恐らくこの景観計画の内容をまずは、これ協働という言葉がいいのかどうかわからないのですが、庁内の関係各部署にきちんと周知させていただいて、連携いただくというのがまず最初かなという感じはいたしますよね。とりわけ公共建築系とか、公共工事系の中で、ややもすると、窓口、この景観の事務局の担当の方も大変苦労されているやに聞いておりますので、そういう意味では庁内の中の連携で公共工事の部分からまずモデルになるような、そういう取り組みをしていただけるような。これはだから、本編の中になかなか書きにくいとは思いますが、そういう運用上の工夫をぜひさせていただくというのが1点と。

それから、今委員からご指摘になったことですが、区民の側から見れば、ややもすると規制の部分がどうも強調されて、認識されてきたのは大方今までのことだと思っておりますが、それだけではなくて、景観形成、景観まちづくりとか景観づくりということであると、区民の方々に逆に言えば協議会をつくっていただいたり、あるいは自主的な景観取り組みをしていただいたり、あるいは協定に向けていろいろ頑張っていただいたり、いろいろなやっぱり主体的なご協力をいただく。その上では、先ほどちょっと冒頭幾つか意見交換がありました。普及啓発の具体的な仕組みが多分これは重要な1つの手段になってくると思うので、そこら辺をどういうふうに具体的に運用するのか。これもモデル地区などというのを杉並区はやっていますけれども、モデル地区以外の一般の住宅地の中で、どういうふうに展開できるのかというのは、なかなかこれ言葉で言うのは難しいと思うのですが、実際やっぱりやる気のあるところで、それを支援していけるような芽をやっぱりつくっていくということだと思っております。そういうことをぜひ、この景観計画を手がかりにしながらやっていただくのがいいのではないかなと思っております。

ご指摘のとおり、それらを全て本編に全部記載するのはなかなか難しいので、そこはこの景観計画の改定版をどのようにやっぱり使うのかと、運用す

るのかというところを、これは景観計画の改定の審議とは別になるとは思いますがけれども少し工夫をいただきながら、次回ぐらいにでも何かアイデアがあれば報告をいただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしゅうございますでしょうか。

委員 はい、ありがとうございます。

会長 どうぞ、ほかに。

委員 今のちょっと関連なので質問させていただくのですが、区民としてはやっぱり今のこと、本編でいうと106ページ、107ページの「関連施策との連携」ということで、右のほうの107ページ、(3)多心型まちづくりですとか防災まちづくり、観光、これは実際に動いているところとの連携ということをイメージされているのだと思うのですが、今までもこういう形で、景観という視点が中心になって連携してきたケースがあるので書き込まれているという認識でよろしいのですか。

例えば、左のほうにもまちづくり協議会の話がありますがけれども、これは荻窪駅のまちづくり協議会ですとか、いろいろな協議会があるところとの連携ということだと思ひます。ちょっと私自身も具体的に今までどういう連携をされているのかイメージにないので、ちょっとその辺がよくわからなかったのです。具体的にもうちょっと知りたいなというのが正直な。今の話のちょっと延長上になりますけれども。

会長 さて、では、何かの連携の。よい取り組み事例で、ここの文章の書かれている背景になっているような、1つぐらいご披露いただければと思ひます。

まちづくり推進課長 区でまちづくり条例がございます。その中では、住民の方が主体となったまちづくりのいろいろな制度の中で、まちづくり協議会ですとか、まちづくり団体というような仕組みがございます。

そうした中で、多心型まちづくりの関係でいいますと、荻窪などでは、荻窪の駅周辺のまちづくりを考えるに当たりまして、まちづくり協議会として荻窪まちづくり会議というのを地元が立ち上げていただきました。区は、それを支援する形で、いろいろ幅広いテーマにわたりまして、2年ほど議論をして、区に構想をご提案いただいたというようなケースがございます。

そういうようなことが、1つ代表的な例かなと思ひますが、それ以外でも、例えばまちづくり団体というような形で活動されている方々がいらっ

しゃいまして、そうした方々へのご支援をすとか、そういったことも連携の1つの事例かなと捉えています。

委員 防災とか観光も同じように連携されてきていたわけですか。

まちづくり推進課長 それは、それぞれの所管部署の中で、例えば防災まちづくりというようなことで、地域でそうしたまちの会議体をおつくりしている場合もございますでしょうし、観光ということでいえば、産業振興というような観点で地元と連携、商店街などと連携しているケースもあろうかとは存じます。

委員 今後もそれを継続。

まちづくり推進課長 そうですね。それをベースにして、やはり防災ですとか、観光まちづくりということも区の施策として、やはり景観計画改定後に1つ浮上してきた部分もございますので、それも改めて整理をしたというところがございます。

会長 今回の改定の契機になっている1つの背景というのも、総合計画の見直しだとか、いわゆる関連する条例計画が新しくなっていく中で、今も事務局からご発言がありましたが、杉並区が例えば観光というキーワードで区の運営をこれからも発展させていこうというふうな表明をされている中で、では観光は商店街とかあるいは駅前のお話だけなのかというふうに、一般的に考えられるかもしれないけれども、そうではなくて、例えば荻外荘、この後多分出てくるかもしれないませんが、荻外荘の歴史、文化と観光だとかという話も出てくると、当然ながらその中で地域との協働や、それから、景観にかかわる意味での協働というのは、観光という施策を推進する上でも非常に大事な領域、テーマになってくると思うので、その部分だと、新しくこれから協働していくような仕組みというの、ここからスタートしていくという。こういうふうな改定版の中身にここに文章に書かれていますけれども、こういうものを手がかりにしながら、現実的に動かしていくというようなことになってくるわけで。

だから、今まで動いているものもあれば、これからやっぱり、さっきの景観重要樹木などというの、これからの話だと思いますけれども、そういうものも含めて、協働の仕組みをより拡充させていくという趣旨が背景にあるというふうにご理解いただければいいのではないかなと思いますけれども。

なかなか、区の職員の方が区民全員回って、「さあ、やりましょう」ということにはならないので、どちらかというところやっぱりやる気のある地元を応援するということがまず大事なことになるのかもしれないけれども、ただ、総合計画などでうたわれている大きなものについては、場合によっては区のほ

うからも能動的な働きかけが出てくるのかもしれませんがね。

事務局、何か補足ありますか。よろしいですか。

ほかに。

委 員

今さらということの質問かもしれませんが、多分ほかの委員の方は理解されて私だけ不勉強の問題だと思うのですが、この「現状と課題」の中で、具体的に区民意識という部分が1つの目標の数値として挙げられているのですね。この区民意識についての、実態の把握についての現実、つまりどういった対象でサンプリングを含めて、どういう形で調査をしているのか。

というのは、私の近隣の関係者と話をすると、多分設計とか建築の業者の方は、区との調整の中で、区の考え方というのは多分ご理解されている。でも実態、一般の区民はなかなか景観ということについて、自分の住んでいるまちのことを意識するというのは、極めて少ないのではないかと。

もちろん、生活のしやすさとか、そういうものでは私自身も杉並区に対する愛着はあるのですが、景観という部分は、非常に、通常身近に捉えにくい。その部分がこの85%目標で、現状が26年ですか、78%というのは、ちょっと私にとっては、現実的に理解しにくい数字なものですから。その辺を改めてこの段階で今さらとおっしゃられると思うのですが、具体的な調査の方法を含めて、サンプリング数、対象を含めてお聞かせいただければと思います。

会 長

よろしいですか。いいですか、事務局から。

まちづくり推進課長 確かに景観のことをお一人おひとりの方に確認するのは難しいと存じます。

ここで挙げております数値でございますが、これは平成26年に実施いたしました杉並区の区民意向調査の結果でございます。これにつきましては18歳以上の区民の方を対象といたしまして、対象者数が1,400人ということでございまして、郵送などによりまして調査を行ったということでございまして、回収率も8割を超えたものでございました。

その中で、調査項目といたしまして、景観まちづくりなど、あるいは生活環境、そうしたことをお伺いしてございますが、その中で、78%の方からこのような街並みの美しさや落ち着きがあるというようなことで、ご回答いただいたというものが、1つデータがございます。

委 員

それは平成16年、いわゆる10年前と、手法は含めて一緒ですか。

まちづくり推進課長 ちょっと今16年のデータを持ち合わせていないのですが、基本的には区民意向調査ということで言えば、大きな変化はないかなとは思いますが。

委員 ということは、対象とかサンプリング数とか、方法によってこの 12%近くが、11%ですか、が向上したということではないということですね。

基本的には方法是一緒で、サンプリングも含めて一緒で、杉並区のまちを美しいという部分の区民の意識が 10%以上上がっているということですね。

まちづくり推進課長 意向調査という中では、そうしたデータが出ているということです。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 ありがとうございました。

ほかに、今度は、もしご意見とかご指摘がございましたら、質問以外でも結構ですので、ご発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員 具体的にこの景観計画、こちらの冊子のほうで。まず 1 つは、先ほどのちょっと実績というところとかかわるのですけれども、もうちょっと実績を見せたほうがいいかなというか、いろいろな写真が載っているのですけれども、例えば 5 ページのところの、件数とまさにその割合とか示していますけれども、5 ページではなくて件数を示しているところはありませんか。ないのでしたか。届出の件数とかありませんでしたか。本編に入っていないのですか。入っていないのでしたか。

何か、これやっぱり景観は積み重ねなので、今まで施策を打ってきて、それが何年間たってやっていて、こういう実績があって、さらにこれが、計画があるということで。この背景のほうには書いてあるのですけれども、なかなか本編のほうにも、これまで取り組んで、どのぐらいの、まずは数もあるし、あとやっぱり具体的にこういうのは協議した結果なのですよというようなことが示されるようなものがあつたほうがいいのではないかと思います。全くそういうページがなければ難しいかもしれませんが。何かそういうものがないのかなというのが思います。

実は、この同じことがモデル地区のところで、方針によると今までの実績を踏まえてちょっと記述を変えたと書いてあるのですけれども、102 ページ、103 ページなのですが。でもやっぱり記述を見ると、今までやってきたというよりは、「これからやります」ということしか書いてなくて、でも実際にはこの中でやったこともあるのではないかと思いますし、あとこれに載っているのも範囲だけで、具体的にモデル地区でどういうことをどういう成果が出ているかというのを少しぐらい各地区 1 枚ぐらい写真でも何でもいいのですけれども示すとかという、何かそういう意識をしたほうが。何かやっぱり

全然時間軸が入っていないというか、この景観の取り組みの積み重ねが全くちょっと表現がこの中にはないので、それはもったいないなというか。多分、区民の方にも「ああ、なるほど」。例えばこのモデル地区というの、「何とかしていきます」というよりは、具体的にこの10年間でやったことが見えていけば、もう少し理解が進むのかなとか思いますので。

一番簡単なところは、表現が「目指していきます」とかというだけではなくて、既にやったという実績も。要するに過去形ですけれども、入れたほうがいいのかなと思います。というか、改定の方針にはそういうふうには書いてあるのですけれども、実際の表現はあまりそういうふうにはなっていないので、最低限モデル地区、できればこの届出のところも、本当はもう少し実績がやっぱりどこかで示されたほうがいいかなというのが、1つ目の、これは意見です。

あと、もう1つは、景観重要公共施設に関してなのですけれども、97ページのところで、景観公共施設そのものの整理に合わせて、その周辺をやっていくとちゃんと書いてくださっていますよね。これとてもいいと思うのですけれども、周辺について土地利用を適正に誘導していきますというようなことを書いてありますが、これの具体的な方法というかですね。

実は、これ景観重要河川については、全て景観重要地区でしたか、景観形成重要地区になっているはずなので、届出の対象が通常よりもたしか多く出てきますよね。そういう意味では、これは担保されていると思うのですけれども。この景観重要道路とか、もう実は同じようにそういうことが重要なのかなと思っていまして、公園も。何かこの辺。今回はちょっとこれ、これぐらいの表現にとどまるかもしれませんけれども、やっぱり今後重要公共施設に例えば指定して、こういうことで周辺のことをやるのであれば、何か本当にこの景観形成重要地区に周辺は自動的になるとか、何かそういうふうにはやらないといけないのではないかと思うのですけれども、具体的な方法を担保するという意味では。

ちょっとその辺が、言っていることと、やっぱりまだその施策との間に少し差があるのかなと思うのですが。そのあたりは、ちょっとこれも質問かもしれません。もしご検討されているのであれば、そういうことを聞きたいですし、もしそうでないとしたら、今回の改定には間に合わないかもしれませんけれども、今後多分そういうのをやっていかないといけないのかなと。

特に、道路なんて街並みを沿道の建物まで含めて捉えないと、ほとんど意味がないというほど、景観重要道路にしたところで、実質的な景観コントロールが担保されないのではないかとということで、そのあたり、せっかくこう書いていただいているので、何かもう1本、その辺の整合性というか、踏み込めたらいいなというふうには思いますが。

2点です。

会 長

1点目は、まず、いかがですか。

例えば、今、だから〇〇委員から逆にアドバイスがあったのは、これまでの到達点を若干文章の中にちょっと入れるかなとかというぐらいか、あるいは、もっと簡便に済みますのであれば、済みますという言い方は変ですが、対応するのであれば、恐らく、モデル地区のこれまでやられた、モデル地区の計画とか何か、成果がわかるような広告、それぞれモデル地区ごとに何かあるのですよね、確かね。モデル地区はこういうことをやっています、こういうことをやっていたとか。モデル地区単位のというか、ありますよね。

そういうのを本編の後ろにつけて、「各モデル地区ではこういうことが今までされています」という引き出し文章だけを中に、本文のほうに入れるとか。それで参照できるようにしておくとか。

大きく本編の構成を変えないで対応しようとするれば、そういうことはあり得るかなと。これから新たな作業をしないでもできるかなと。

委 員

そうですね。モデル地区に関しては、ただ 102、103 でも少しレイアウトを変えれば写真ぐらい入りそうだし。あと文章の表現だという気もするのですね。実績にはなっていないという表現。

あと届出の件数とかの話は、目的のところでは実は3ページですか、今までやってきたことが書いてあるのですが、もうちょっと強調するというところぐらひはできるかなと。ここには具体的な件数は入っていませんし、下のほうの空白の部分とかにもう少し実績値とか何か入れるとか。何かもうちょっとできそうな気がします。

会 長

いや、48 ページがあいているなと思って。右上に区独自の取り組みと書いてあるから、そこにちょっとつけ加えられるかなと。

委 員

そうですね、48 ページもあいていますからね。

いや、これは絶対にやったほうがいいと思うのですよね。今までやってきていることが全然出ていないのがもったいない。

まちづくり担当部長 2つあるかなと思ひまして、1つは届出ですとか、事前協議がどのぐらい進んでいるか、そこら辺は参考数値としてデータはありますので、こういったようなところに、なかば参考資料的に「こういうことが進んでいます」ということを補足するというのは1つかなと思ひます。

もう1つは、モデル地区のほうについては、全地区ではないのですが、中杉通りとか大田黒公園ではそれぞれニュースということ、いわゆる普及啓発の一環として出していたものは、これまでも経年でございますので、そういったものをどこまで入れるか。あるいはもう個別でそこで出しているものを見ていただくということかなと思ひます。

ちょっと出し方としては、会長がおっしゃったように、ちょっとリンクを張っておくのか、あるいはまたホームページ等に出しますので、そういったときに、そういったニュースも見れるようにしていただくとか、そんなやり方はあるのかなと思ひます。

委員 しつこいようですが、ただ何か「何とかしていきます」という表現が、確かにそうなのですが、実際にやっているわけだから、何かちょっと変な感じがするのですけれどもね。間違いはないのですけれども、これからやるというような表現ですよね。基本的に景観計画は最初つくるときにそういうふうにつくるのですけれども、改定なので。

まちづくり推進課長 そういった意味では阿佐谷について言えば、阿佐ヶ谷駅の周辺で、まちづくりの方針策定という動きも実際にあるところでございます。そういったこともあって、これまでのことの蓄積もあるのですが、これからのことも少し考慮して、こうした表現に改めているところです。

会長 実績の部分大きな構成変更にならない範囲で、少し文章として。それから、もう1回都計審にかけるということは必要ない範囲で、事務局の裁量の中で、できる範囲で、少し実績の部分を追記するぐらいはされたほうがいいのではないですか。

PDCAサイクルの、今までやったことの部分は、ちょっとやっぱり書いておいたほうが議会に対しても、質問があったときにはそういうことがやっぱり言えたほうがいいでしょうから、計画として。今までもやっていますと。けれども、こういうところをさらに伸ばしますという意味では。

その変更のない範囲で追記されたいかがかなと思ひますので、この辺はちょっと工夫をしてください。

それはもう、だから、審議とは切り離して、そこはもう事務局にちょっとお任せしますので、そこはご対応いただければと思います。

副会長

いいですか。今のこの話でいえば、102、103 ページの、それぞれの周辺地区、モデル地区の中の、文章の前半には「策定されています」とか、「継承されています」とか記載されています。ただ、目立たないのですね。だから、1個改行を入れて、「ここまでこうしてきました。そこで」という感じにするぐらいでも、印象は大分かわると思います。

例えば中杉通りでいえば、上から1ブロック目の一番最後は「地域住民により景観まちづくり構想が策定されています」なのです。これは実績なので。ただ、埋もれています。そこで1個改行して、「これからはこうします」とするなど、何かしておかないと。

そうですね。大田黒でも上から1ブロックどんと来て、最後「今も継承されています。その前に、「敷地面積の最低限や意匠制限はやっています」とは書いてあるのですが。

だから、PRの要素がちょっと足りないのかなと思います。

委員

そうですね。この「図っていきます」というのは、「図っています」にするだけでも、全然意味が違うのではないのかなとか。ちょっと細かい点といえば細かいことですがけれども、全体にそういう姿勢が必要かなという……。

会長

副会長、ほかに。

副会長

ほかにですか。いや、皆さん、先にどうぞ。いろいろあるので。

委員

2点目の。これは多分なかなかこの中で。今後の話かもしれませんが。

まちづくり推進課長 そういった意味では、今後の研究課題だと思っています。

いわゆる土地利用の誘導というの、規制誘導なのか、そうではなくて、お願いの部分などいろいろあると思うのですけれども、少なくとも規制誘導というようなことになれば、これは新たな区民の方や事業者の方への規制になりますので、その辺は慎重な検討が必要だと思いますので、今後の検討課題かと捉えてございます。

委員

ぜひ、検討をお願いいたします。

会長

例えば、景観重要道路に指定するプロセスの中で、地元になにか協議会をつくってもらっているとか、何かないの。それがあれば、さっきのご質問に関連して。そういうベースができていれば、かなり景観形成重点地区に指定するステップに移行するのは、さほど難しくないような気がするのですが。何かそ

ういうふうなプロセスが、ちょっと我々は見えないので。

まちづくり推進課長 景観重要道路ということで指定されているところについて、もちろん地元の方との、例えば商店街の方とのご協議というのがあるわけですが、いわゆるまちづくりという形で協議会ですとか団体は特にないという状況です。

会 長 ○○委員、これは、次の改定に向けた協議事項、検討課題というふうに、引き継いでいただければと思います。よろしくをお願いします。

では、副会長。

副 会 長 どこからいきましょうか。先ほどお話が出たところからいきましょうか。

104、105 ページ。先ほど普及啓発をするとお話しで、105 ページの上の図を見ていて、この矢印は何を意味しているのかなというのを考えていました。

普及啓発という意味では、区から区民への矢印は下にある区民向け啓発の取り組み事例、うんうんわかると。それから、区から事業者に対しては事業者向けの啓発取り組み、うんうん書いてあるなどわかります。けれども双方向になっている矢印の事業者から返ってくるものは何か、区民から返ってくるものは何か？は明記されていない。そう考えたときに、事業者から返ってくるものは事前協議であるとか協議事項、区民から返ってくるものはアンケート調査で「美しいと思う」という意見であるとか、そんなものがあるのかなと。

多分この図の矢印には本当はもう少し深い意味があって、この下のブロックと一緒にあわせて書けばいいのかなと、今回修正するかどうかは別として思いました。

それと同時に、では、区民と事業者の矢印は何だろうなと思って、「うーん」と思いながら少し考えたのは、例えば区民から事業者にいく矢印でいえばまちづくり協議会、モデル地区、区民が自発的に行いながら、周辺の事業者を取り込むようなやり方。それから、今度事業者から区民のやり方としては、大規模な開発をするときに住民参加をしていくようなやり方かなと。

ここの矢印にも、区は矢印を点と点で上げていきながら、ちゃんと支援していきますよ、といった、何かそういう図が本来あるべきなのかなと思いました。その結果、例えば区民と事業者の間に、最初に言っていた住宅地とかにぎわいのある文化みたいなものがちゃんと育成される。

多分、先ほどの改行位置もそうですし、それから、48 ページの景観づくりの取り組みもそうなので、矢印が持つ意味をちゃんと説明しない

とわかりづらいのですよね。

それから、体言どめの「事前協議」とか「推進」ということも、実はわかりづらい。そういったところは、例えば事前協議は今回、先ほどのお話であれば副会長がおっしゃったように、事前協議をしてきました、独自の取り組みという中では。その下に本来は数字が出るべきものなのだけれども、本当に誰かが見るときにわかりづらいものになってしまっているのです、もう工夫があると非常にいいのかなと思いました。

もう1点は、ずっとこの会議でお話していた14ゾーン、7地区の話です。事前に私のところに来ていただいて、区の方にお話いただいたところの落としどころです。今回この本を見たときには、「ああ、やっぱり14ゾーン、消えちゃったな」という見え方をしました。地図上にもあまりないですし。実はどこに書いてあるかという、例えば阿佐谷地域、29ページ、30ページあたりを見ますと、地図上には南北の境界はどこにもという、ちょっと入っていますけれども、30ページの景観要素に、「(阿佐谷)」、「(成田)」と書いてあるのです。ここが多分ゾーンなのです。地図で阿佐谷、成田と見ると、地図の外側に四角が書いてあって、「うーん」と思うのですけれども。

区の方のお話を聞いたときに、「ああ、そうなのか」と思ったのは、この本ではもう7地域でやるのだと。ただし、14ゾーンに即して普及啓発をやるとのことでした。つまり、景観録やすぎなみある区マップというのは、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、生活圏をPRしていきながら景観に結びつけていく素材である。そのときには14ゾーンをある程度意識してやってくださるというお話だったのです。

できれば、何か今までずっと議論されてきた14ゾーンと7地域の話の落としどころは、どこかに景観計画の改定の中で、「14を7にしました。これはわかりやすくするためです」と書いておくべきかと思います。わかりやすくするために数を減らすだけではなくて、計画は7にしますが、普及啓発に関しては、14の生活イメージを継承しながらやっていくという説明がどこかにあると、今まで皆さんと話し合ったものが反映されたかなというふうに思えるという感想を持ちました。以上です。

会 長 感想ですか。

副 会 長 感想ですね。もうこれからこれをどうこうというのは、せいぜい地図の中の地域の名前を枠内に入れてくれとか、それぐらいのことかとは思うのですけれ

ども。もう感想レベルなのかなとは思っています。変えていただければ、一番いいですが。

会 長 まず、それでは、今の趣旨を踏まえて、事務局としてのちょっとお考えをお聞きした上で、伺いましょうか。

副 会 長 そうですね。1つは、図表の工夫がさらにできるかというお話と。もう1つは、14 から 7 という話をどう、区民にわかりやすく伝えるかという話をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり推進課長 3点目のお話は、基本的におっしゃるとおりで、普及啓発の部分で、確かに 14 ゾーンという表現は使ってごさいませんが、身近な景観づくりということにつながるような取り組みをやっていくという考えでやることは間違いありません。

それを踏まえて、少しその表現をどこまで使えるかというところは、先ほどの事務局での裁量の範囲でどこまで書けるかというところだと思いますので、今具体的にどうというお答えは難しいのですが、副会長のご意見はもちろん承ったというふうに思っております。

それから、この矢印の意味等につきましても、それは図表の、先ほどの実績の表現につきましても、基本的には同じご回答になってしまいますけれども、事務局として工夫したいと思います。

会 長 副会長、どうですか。

副 会 長 私は、とりあえず感想でもいいのかなと思っていましたけれども、でもやっぱり 14 というのは、先ほど〇〇委員がおっしゃったような生活圏と多分結びついているのだろうなという気がしています。

そうですね。これは「初めに」はあったのでしょうか。改定の趣旨みたいなところは……。

3ページ、でもこれ弱いですよ。これまでの景観計画をどう変えたかというポイントをきちんと、やっぱり述べたいところがあります。改定の主な考え方の3つ。例えば社会情勢に対応させたということと、わかりやすさ、施策の充実という話と、さらにこの本だけではなく啓発の材料を多様に持って行ってやっていくという。この資料1の部分は本編ではどこになるのでしょうか。

これがないのです。これがないのは良くないような気がします。実績もそうですけれども、3つ変わったよということを示したほうがよいかと。これ

は3ページになるのですか。

会 長

ちょっと整理しますけれども、余り細かいところはちょっと別にして、景観の特徴や現状をどう捉えるかという、景観の分析とか、あるいは評価のときの領域というか、計画範囲の捉え方、範囲域のこと。それと、それをもとに何か施策として実施したいと、あるいは景観形成を推進したいというときに、平たくいえばもっと広く計画単位をとりたいというところは、これはあってしかるべきだと思うのだけれども。多分そこが、〇〇委員が言われたように、生活圏に根ざした比較的身近な範囲という意味でいうと、14というのは景観の認知とか景観の体験とか、景観の評価とかというところに非常に身近な単位でわかりやすさがある。

一方、多分区としての思いは、逆にもう少し7つに広げていくことによって得られる施策の推進の何かメリットとか。広くとることによる、逆にいうと横断的とか横串的なというか、いわゆる区の施策にうまくフィットするような、基本計画とかにもフィットするような計画上、推進上の単位としてはできないという思いとあるのだと思うのですね、背景としては。

だから、その2つはあっていいのだけれども、今回の改定で7つに大きく単位をとっていくというところの趣旨みたいなものが、きちんと書かれていればいいのですね。

副 会 長

そうですね。

会 長

それは15ページの話なのでしょうね。

副 会 長

そうですね。

会 長

やっぱりね。ここがうまく伝わっているかどうかという話ですよ。

副 会 長

そうですね。

会 長

これは、どうなのですか。何か個別に事前にご相談にいったときは、その辺の議論はされたのですか。

副 会 長

ちょっと諦めました。というのは、前から14は僕は意外と大事な単位だと思っていたのですが、最終的に昔の景観計画で書かれていた14の単位は、この例えば15ページでいうと地域の中の括弧書き、この表の中の括弧書きでしかなくて、本文の中にも括弧書きになっています。これを変更するには、構成を変えなければいけなくなってしまうので、今さらこれを14のゾーンを浮き上がらせるのは無理だと思いました。

ただし、「この計画では7地域にしたけれども、普及啓発は14をベースに

やっていきますよ」と一文入れてくれれば納得できるかなと。その後、後ろのほうである区マップとか景観録の中で、「生活圏に根ざした啓蒙をしていきます」と言ってくれればいいかなという感じですね。

ただ今思ったのですが、私たちの資料にはそれが出てきますが、この資料がこっちに反映されていないのは、何かちょっと問題があるという感じがしましたね。

会 長 わかりました。15 ページの基本構成はこのままでよいとして、頭出しの文章、2段落がありますが、ここに、〇〇委員からも指摘があったし、副会長からも今ご指摘があったと同じことですけれども、この括弧書き、多分「(上井草、下井草)」とか、「(西荻北、西荻南)」というような、ここでこの言葉を使えば、何て書いてあるんだここは、生活に身近なと書いてあって……。何も無いのだね。

副 会 長 そうなのです。

会 長 「生活圏」という言葉はちょっと使いたくないですね。

副 会 長 日常行動圏が地域になっているのですね。

会 長 日常行動圏域と書いてあるのか。

副 会 長 が地域なのです。

委 員 ただそれが2つくっついているのですよね。駅の周辺、北と南が全部くっついているので、実際の日常行動圏域はどちらかなのですけれども。

会 長 本当は括弧の中なのだけれどもね。

駅を中心にした7つのゾーンと、本当は日常行動圏域というのはもう少し小さなゾーンということなのだと思うので、ここの文章をなるべく使うとすれば、区民の通勤——通勤だと、これは駅勢圏になってしまうのか、難しいね。「買い物や日常行動圏域を単位とした普及啓発を推進します」という趣旨の文章を1文ぐらい入れるかですね。そうすると、括弧の中が生きてくる。名称としては位置づけないけれども、括弧の中の上井草、下井草とか、西荻北、南、エトセトラ、エトセトラがちゃんと位置づけられると。それが普及啓発につながっていくというような趣旨はわかるのかと思いますので、ちょっとここの、1段落目の最後の末尾の文章を通勤とか駅を中心にした駅勢圏みたいなのは7地域でいいのだろうと思いますが、日常の行動圏域というのはもう少し景観の身近な単位として大事だから、そこを少し普及啓発のまとまりにしていきますという趣旨の文章をちょっと加えていただくぐらい

でいいのではないですか。

副会長
会長

加えていただければうれしいです。

それと、あるいは3章につなげるのであれば、そこにあえて「協働」という言葉を入れておくぐらいはいい。そうすると3章につながるかもしれない。

それと、もうちょっと大きな話が、きょうの資料の1の、この「改定の主な考え方」というのが、実はだからこれが本当は本編の……。

これはあえてだから事務局としては、リーディングの別とじの文章として、この本編と別に今置かれているので、これはこういうふうな整理の仕方もなくはないのだけれども、ただし、我々今この会議のメンバーはこれを両方見ているのでわかりますが、これだけが将来ひとり歩きしていくときに、改定の目的、考え方みたいな話が、リーディングの文章がないと、これだけが後々に参照された方はちょっとわかりにくいかなと、確かにその指摘は当たりですね。

今、僕ら自然にこちらを見ているから、今までやってきたことがあって、現状と課題がちゃんと頭に入っていて、改定はこうだねというふうに理解してこれを読んでいるのですね。事務局、どう思われます。

まちづくり担当部長 ご提案なのですけれども、資料でいいますと127ページ、一番最後の資料編に、景観条例や最初に景観計画をつくったときに、検討経緯や組織について記載されているところがございます。

まだ今回見直しが終わっていませんのでこの部分は書いていませんが、今回の改定に当たっても、先ほどスケジュールでお示したようなスケジュールでこの審議会、あるいは都計審含めて議論して改定したということは書かせていただかないといけないと思っています。

その中で、あわせて参考資料としてこちらの1枚もつけておけばこの計画本体に入りますし、あとは最初にも少し頭出しを書いていますので、後ろを参照と記載してつなげていければ、分離しないと思います。

先ほどのデータについては、必要なところは48ページですとか、この計画本体にデータとして抜き出して入れさせていただきます。

会長

では、そういたします。よろしくお願いします。

だからこれがうまくどこかにここに入るように。幸いここスペースあいていますしね、多少ね。余りページをずらさないでも済むと思うので。

委員

書いてはあるのですけれどもちょっとシンプル過ぎる。さっき副会長のあれ、これも策定しました後1回に改行で、ブランクあけるだけでも大分構造

がわかるのですけれども……。

会 長 では、ほか委員の方々、いかがでしょうか。ご意見、ご指摘あれば。
委 員 私のほうからは感想になるかと思うのですけれども、前回の審議会で色彩基準の記述の方法についてちょっと訂正させていただいて、その後、事務局のほうと意見交換をしたりして、今回の改定（案）ができたという経緯があるのですが。

会 長 94 ページですかね。
委 員 そうですね、表についてです。趣旨としては、事業者さんにわかりやすく、誤解のないような基準の示し方ということで、基準の内容自体はこれまでと変わらないということで、調整というか意見交換をさせていただいて、本日示されている案で問題のない形に修正されていると思いますので、これで結構だというふうに思っております。

 区民の意見の中にも、色彩にかかわるものが7件中2件ということが出てきていて、やはり色彩はわかりやすく、身近な現象であるということからも、今後も景観計画と色彩、ガイドラインと合わせて景観形成を図っていくという必要があるなというふうに感じていまして、また、区民の意見のうちの1件はカラー舗装にかかわる指摘だったのですが、もっともな意見で、ご指摘があってよかったと思っていまして、いい形で反映されたなというふうに考えております。以上です。

会 長 ありがとうございます。では、この表は適切に修正いただいたということですね。

委 員 はい。

会 長 ありがとうございます。

 それでは、ほかはいかがでしょう。

委 員 今の区民の意見のところで質問なのですが、資料3ですね。区民の方から7件意見がありましたということで、感想としては、「ああ、7件しか来ないんだ」というのがちょっと率直な感想で。

 区民の方のこの意見に対して区の考え方を書いてくださっているのですが、結構「参考とさせていただきます」というコメントがあったりして。こういうものが、今後本当に区民の意見としてどういうふうに生かされていくのか、ただここで意見が出てきて終わってしまうのか、各部署で共有できるようになっているのかとか、何かそんなところはどういうふうにお考えなのか、

ちょっと聞いてみたいと思います。

会 長 なるほど、資料3について。

まちづくり推進課長 冒頭にもご説明させていただきましたけれども、この区民意見の内容については、景観計画そのものというよりは、個別の事業のものが結構多くございましたので、関連する部署には全て共有してございまして、その上でこのような回答を考えたところでございます。

今後、それぞれの所管において、検討していく内容もあろうかと思っておりますので、その際にはこうした考え方も共有するという考えでございまして。

副 会 長 そうだったら、そう書いたほうがいいのです。

つまり「いただいた意見は庁内で共有させていただきました」と、その後、こういうふうな検討をする際には庁内の意思として参考にしますとしたほうがいいでしょう。今いきなり共有しているかどうかはわからないまま「参考」にされてしまうと、「ああ、流されたな」という感じになってしまうから。「もう共有はしました」と言ってしまったほうが、やったことがはっきりするのかなとは思いました。

委 員 これ自体は、公開はされないのですか。どういう質問が来たか、それに対する回答というのは、何か公開というのは。

まちづくり推進課長 公開いたします。

委 員 あるのですよね。そこでわかるといえば。

会 長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、幾つかご意見並びにご感想もございましたが、ご意見あるいはご指摘もございましたので、会長としては事務局のほうにそれぞれの対応を工夫いただきたいということで、先ほどちょっと申し上げたように、審議の内容とはちょっと切り離して、個別にそれぞれ対応いただくような、事務局サイドの中で対応いただければいいというふうに私は考えておりますが、審議会の委員の方々のご同意がいただければ、このように対応させていただきたいというふうに思います。

ですから、審議のし直しとか都市計画審議会にかけ直しとかということはないに、個別に対応いただければいいのではないかというふうに思いますが、ぜひ趣旨はよく受けとめていただければなと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、そのことを含めて、当審議会としては、今ご説明並びにご意見

をいただきました杉並区の景観計画の改定（案）についてですが、お認めする上で異議なしとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長 では、異議なしということでお認めしたいと思いますので、よろしくお願います。

それでは、審議事項としてはこれを答申させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、報告案件がございますね。杉並区の景観専門部会の調査審議の結果についてのご報告があるということなので、よろしくお願ひします。

まちづくり推進課長 それでは、資料の5番でございますけれども、調査審議の結果につきまして報告でございます。

今回は 27 年度の第7回景観専門部会、それから第8回景観専門部会に関する報告、それから 28 年の第1回専門部会の3回の報告ということでございます。

まず1ページ目でございますが、第7回の景観専門部会につきましては、それぞれ記載のとおり案件がございます、公共施設が2件、それから民間の建物が1件というような内訳でございました。

それから、3月の 27 年の第8回の景観専門部会につきましては、民間の共同住宅が1件というような状況でございました。

また今年度第1回目のもので、4月22日に開催してございますが、これは4件ございました。このうち3件は案件ということでございまして、そのうち2件は外壁の修繕あるいは色彩の変更に関するもの、それから、区営アパートの自転車置き場の新築というようなものでございました。

また最終ページにつきましては、これは報告ということになりましたけれども、第7回の景観専門部会でいただいたものにつきまして色彩とか変更になったということでございました。そのご報告を受けたという状況でございます。

いずれも参考意見をいただいたという形でございます。

前回の景観専門部会の中でも、公共施設の部分で委員の皆様から十分に「庁内でもその辺共有をしてやってもらいたい」というご意見もいただきました。その点につきましても今後庁内で共有を図りまして、公共施設の一層の充実を図っていきたいと考えてございます。

報告は、以上でございます。

会 長 それでは、今の専門部会の調査審議の結果のご報告ですが、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご関係の先生方いらっしゃったら。

副 会 長 僕、1回目、休んでしまったので。

委 員 私は2回出ていますが、今の報告どおりでございました。

会 長 よろしいですか。

副 会 長 (部) 会長、ご意見が何かなかったですか。

委 員 何かありましたっけ。

副 会 長 なしで。

会 長 よろしいですか。

では、取り立ててご質問ないようですので、この報告案件についても、以上ということにさせていただきたいと思いますが、ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これで第1回目のまちづくり景観審議会を閉会したいと思います。

— 了 — (11時21分)